

令和4年度
鉄道局関係 税制改正概要

令和3年 12 月
国土交通省鉄道局

【地方税】

要望項目名	要望内容	ページ
①JR北海道・JR四国の事業用固定資産に係る課税標準の特例措置(二島特例)の延長【固定資産税・都市計画税】	5年間延長	…1
②JR北海道・JR四国およびJR貨物が国鉄から承継した資産に係る課税標準の特例措置(承継特例)の延長【固定資産税・都市計画税】	5年間延長	…1
③JR貨物が取得した新規製造車両に係る課税標準の特例措置の延長【固定資産税】	2年間延長	…2
④鉄道事業再構築事業に係る特例措置の延長【固定資産税・都市計画税】	2年間延長	…3
⑤鉄道の耐震対策に係る特例措置の延長【固定資産税】	1年間延長	…4

【国税】

①非課税対象法人への(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構の追加【登録免許税】	—	…5
--	---	----

JR北海道、JR四国及びJR貨物に係る特例措置(二島特例・承継特例)の延長 (固定資産税等)

JR北海道、JR四国およびJR貨物に係る固定資産税等の特例措置の期限を5年間延長する。

二島特例

施策の背景

国鉄民営化に伴い、JR北海道及びJR四国に対し、

- ① 会社の経営を安定させることは、地域住民の交通の確保を図る等、大きな意義を有すること、
- ② 長期債務を承継させず、経営安定基金を設ける等の特別措置を国が講じることとされたこと等を踏まえ措置。

要望の結果

特例措置の内容

【固定資産税・都市計画税】

JR北海道及びJR四国が所有し、又は借り受け、若しくは利用する事業用固定資産について、課税標準を1/2に軽減する。

鉄道事業用固定資産
(国鉄から承継した資産)

鉄道事業用固定資産

鉄道事業用固定資産
(他から借り受けるもの)

連乗資産は3/10

承継特例

国鉄民営化に伴い、JR北海道、JR四国及びJR貨物が新たに固定資産税の課税対象となるに当たり、税負担の急増を緩和するため措置。

※ 国鉄の納付金算定標準額：1/2

特例措置の内容

【固定資産税・都市計画税】

JR北海道、JR四国及びJR貨物が旧国鉄から承継した固定資産について、課税標準を3/5に軽減する。

鉄道事業用固定資産
(国鉄から承継した資産)

国鉄から承継した病院、診療所等

結果

現行の措置を5年間(令和4年度分～令和8年度分)延長する。

結果

現行の措置を5年間(令和4年度分～令和8年度分)延長する。

JR貨物が取得した新規製造車両に係る特例措置の延長（固定資産税）

JR貨物が取得する機関車に係る課税標準の特例措置を2年間延長する。

施策の背景

- JR貨物が保有する車両のうち国鉄から承継した老朽機関車は、依然、機関車全体の約2割を占めていることから、環境に優しい鉄道貨物へのモーダルシフトを推進することによりCO2排出量の削減を図るためには、大量牽引・高速走行が可能な高性能機関車への更新を推進する必要がある。

【JR貨物の機関車の車両数の推移】

	H10.4 現在	R3.4 現在
旧国鉄承継機関車	793(90%)	137(24%)
JR貨物取得機関車	87(10%)	429(76%)
計	880(100%)	566(100%)

鉄道貨物輸送の効率化のため、高性能機関車の導入が必要不可欠



最高速度：95km/h
最高出力：1,147kw



最高速度：110km/h
最高出力：1,920kw

要望の結果

特例措置の内容

【固定資産税】JR貨物が国鉄から承継した老朽車両を更新するために新造した大量牽引・高速走行が可能な高性能機関車の課税標準を5年間3/5に軽減(※旧国鉄から承継した車両の更新に限る)

結果

現行の措置を一部見直し(課税標準を5年間2/3に軽減等)した上で、2年間(令和4年4月1日～令和6年3月31日)延長する。

鉄道事業再構築事業に係る特例措置の延長(固定資産税・都市計画税)

地域公共交通活性化・再生法に基づき、鉄道事業再構築事業を実施する鉄道事業者を支援することにより、地域の暮らしを支える地域鉄道の維持・活性化を図る。

施策の背景

- 地域鉄道を取り巻く経営環境が年々厳しさを増す中、鉄道事業者による利用促進策や合理化努力も限界に達しつつあり、路線の廃止に至る例が全国各地で出てきている。
- こうした状況を踏まえ、平成20年5月に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の一部改正により鉄道事業再構築事業を創設し、創意工夫をして鉄道の再構築に主体的に取り組む地域を、国として総合的かつ強力に支援することにより、地域の暮らしを支える地域鉄道の再構築を推進してきたところであり、本特例措置が必要不可欠である。

第2次交通政策基本計画(令和3年5月28日閣議決定) <抜粋>

【基本の方針A】誰もが、より快適で容易に移動できる、生活に必要な交通の維持・確保

目標① 地域が自らデザインする、持続可能で、多様かつ質の高いモビリティの実現 (施策)【地域公共交通の持続可能性の確保】

目標と講ずべき施策 [4] 鉄道事業再構築実施計画(鉄道の上下分離等)の認定件数 10件(令和2年度)→13件(令和7年度)

<本特例の適用対象の前提となる予算措置>

- 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業 ※
◀補助対象設備▶ 線路設備、電路設備、停車場設備 等
- インバウンド対応型鉄軌道車両整備事業 ※
◀補助対象設備▶ 車両設備(インバウンド対応のものに限る)

※補助率は、1/3または1/2

地域公共交通活性化再生法に基づく鉄道事業再構築事業を実施する事業のうち、財政状況の厳しい地方公共団体が支援する費用相当分について補助率1/2等

線路設備
(軌道改良(PCまくら木化))



電路設備(電柱の更新)



車両の更新



要望の結果

特例措置の内容

【固定資産税・都市計画税】

地域鉄道の輸送の維持・活性化のため、鉄道事業再構築事業(自治体が鉄道用地を保有する等の事業構造の変更)を実施する鉄道事業者が、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業に係る補助金等を受けて整備した安全性の向上に資する償却資産等について、課税標準を5年間1/4に軽減

結果

現行の措置を2年間(令和4年4月1日～令和6年3月31日)延長する。

鉄道の耐震対策に係る特例措置の延長(固定資産税)

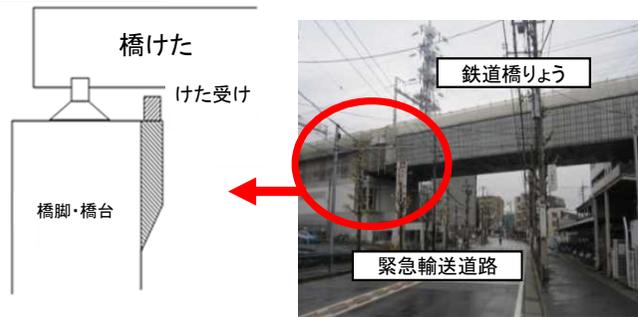
首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により取得した鉄道施設に係る課税標準の特例措置について、適用期限を1年間延長する。

施策の背景

○首都直下地震・南海トラフ地震については、その切迫性や被害の影響度等の観点から、防災・減災対策の強化が喫緊の課題となっているため、平成25年4月に耐震補強の実施について努力義務を課す省令を施行し、平成29年度を目標年度として耐震化を促進してきたところである。しかしながら、関係者協議の難航等の事情により、平成29年度末の時点で耐震補強が完了しないものが一部残ることとなったため、目標年度を令和4年度まで延長することとなった。

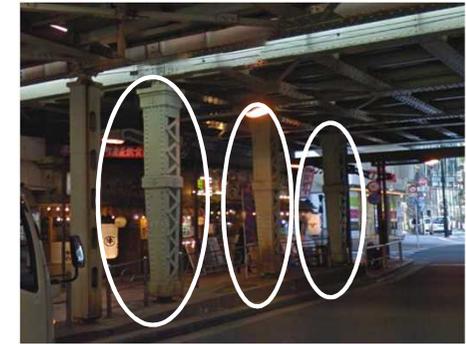
緊急輸送道路と交差・並走する橋りょう等

- ・緊急輸送道路と交差・並走する箇所については、目標期限を設け、計画的に耐震対策を実施。



ロッキング橋脚を有する橋りょう

- ・熊本地震において、ロッキング橋脚を有する道路橋が倒壊する被害が発生。
- ・鉄道橋においても、大地震時に落橋に至る可能性があるため耐震対策を実施。



要望の結果

特例措置の内容

【固定資産税】課税標準を5年間2/3に軽減

対象施設

首都直下地震・南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等における以下の施設

- ・緊急輸送道路と交差・並走する線区における橋りょう、高架橋、トンネル
- ・片道断面輸送量1日1万人以上の線区におけるロッキング橋脚を有する橋りょう

結果

現行の措置を1年間(令和4年4月1日～令和5年3月31日)延長する。

非課税対象法人への(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構の追加(登録免許税)

鉄運機構の登録免許税について、法人単位で非課税とし、非課税証明書の発行手続きを省略可能にする。

要望の背景

- 現在、鉄運機構が土地の所有権移転登記の非課税措置を受けるためには、その都度、非課税証明書の発行手続きが必要となっている。
 - 先般の北陸新幹線(金沢・敦賀間)の開業遅延・事業費増嵩を契機として、鉄運機構が行う整備新幹線等の建設においても、他の公共事業と同様に、非課税証明書の発行手続きを省略可能にするため、税務上の措置をお願いするもの。
- ※鉄運機構は、独法移行時に旧運輸施設整備事業団が国又は地方公共団体以外の者(日本政策投資銀行)からの出資金を受けていたことから、非課税法人に指定されていなかったが、当該出資金は平成23年度に払戻し済みであるため、他の公共事業と同様の税務上の措置をお願いするもの。

要望の結果

要望の内容

登録免許税法別表第2(非課税法人の表)に掲げる「独立行政法人」のうち、財務省告示(平成13年3月15日第57号)により財務大臣が指定するものに鉄運機構を追加し、法第4条第1項(自己のためにする登記の非課税)及び第5条第1号(代位登記※の非課税)の適用法人とする。

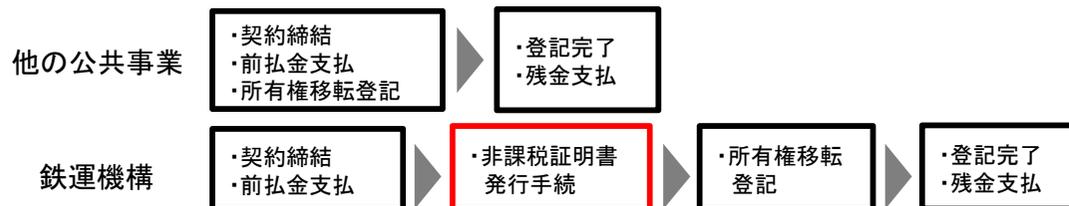
要望の効果(メリット)

他の公共事業と同様に、非課税証明書の発行手続きを経ることなく、契約後直ちに所有権移転登記を行えるようになることで、事業の円滑な遂行に繋がるとともに用地取得に係るリスク軽減が図られ、ひいては開業を期待する地域住民の期待に応えられることとなる。

結果

登録免許税法別表第2に掲げる「独立行政法人」のうち、財務大臣が指定するものに鉄運機構を追加する。

(参考)土地売買契約に係る手続きフロー



関係する政府方針

●交通政策基本計画(令和3年5月28日閣議決定)

整備新幹線(北海道新幹線、北陸新幹線、九州新幹線)の整備については、工程や事業費の管理など、事業実施に係る諸課題への対応を確実に行った上で、着実に進める

※代位登記とは、登記権利者に代位して第三者が登記申請を行うこと。鉄運機構は、用地取得の前段階での土地分筆等の際に、地権者に代わって代位登記を行うことがあるが、代位登記は非課税措置の対象外となっている。本件要望が認められれば、代位登記についても非課税となる。